

裏面へ続く

●【代理確認・受給を行う場合】

下欄に記載の上、**本人確認書類**と**代理人確認書類**及び**振込先金融機関口座確認書類**を添付して下さい。

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請書との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成	
	年 月 日		電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、 給付金の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給)			を委任します。 ※法定代理の場合は、謄本等確認 できる書類を添付してください。	世帯主 氏名
			署名(又は記名押印)	印

●本給付金を**受給しない**場合は、下記欄に×印をご記入ください。

【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、**□にチェック(レ)**してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(3万円)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が令和6年度住民税均等割非課税である世帯。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして**扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。**
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 本市または他自治体で、令和6年度物価高騰対応重点支援にかかる住民税非課税世帯向けの給付金(3万円)、児童加算(2万円)の支給を受けた世帯ではありません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市が支給決定をした後、確認書(申請書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年4月30日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本確認書(申請書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ⑧ 提出期限までに返信がない場合及び返信した書類に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、**市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。**

提出書類

※所得が不明な場合や支給要件に該当するか公簿で確認ができない場合は、別途書類の提出をお願いする場合があります。

必須

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給確認書(申請書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)

※必要事項をご記入ください。

必須

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※**通帳**や**キャッシュカードの写し(コピー)**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

- ☐ (「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『**令和6年度課税証明書**』の写し(コピー)
- ☐ **代理受給を行う場合、本人及び代理人の確認書類**
※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等の写し(いずれか1つ)
- ☐ 別居児童を申請する場合、『**住民票**』と『**戸籍謄本**』の写し(コピー)
※別居している児童の世帯全員の**住民票**の写し(コピー)
※別居している児童と申請・請求者の関係が分かる**戸籍謄本**の写し(コピー)

提出期限：**令和7年4月30日(水)** ※当日消印有効

支給日：この確認書(申請書)を審査後に決定通知書にてお知らせします。